

## 愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会 次第

日時：令和5年2月6日（月）15：00～16：30

方法：Zoom オンライン会議

### 1 開 会

### 2 開会あいさつ

### 3 議事

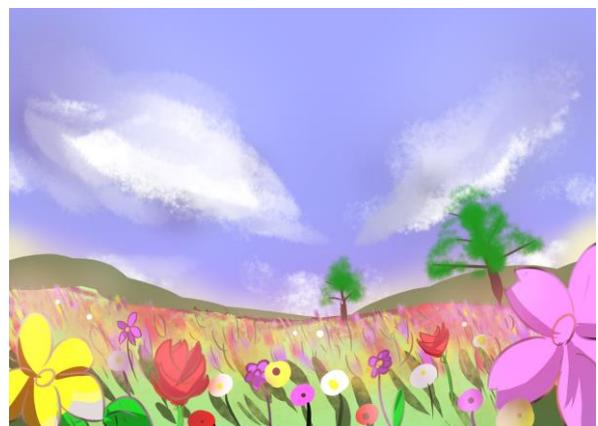
#### (1) 国の動向と県の取り組み

- ・ひきこもり支援推進事業の概要及び県の取り組み
- ・ひきこもり相談室の支援状況

#### (2) 市町の相談窓口を活用した支援体制について【非公開】

#### (3) その他、支援に関すること【非公開】

### 4 閉 会





愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会構成機関・団体  
(令和5年2月6日出席者名簿)

分野	機関・団体名	役職名	氏名
市町・保健	松山市保健所	副主幹	谷口 武司
		保健師	山下 香奈江
市町・教育	松山市教育支援センター	副主幹	橘川 智恵
市町・障がい者支援	宇和島市福祉課	課長補佐	久徳 理絵
市町・福祉	松山市介護保険課	保健師	三好 魅
教育	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	カウンセリング	近藤 智絵子
福祉	愛媛県社会福祉協議会	主事	三好 綾
福祉	愛媛県民生児童委員協議会		
就労	えひめ若者サポートステーション	所長	当川 秀明
青少年対策	愛媛県県民生活課	主任	熊谷 瑞穂
障がい者支援	愛媛県発達障がい者支援センターあいゆう	副センター長	竹内 竜美
教育	愛媛県総合教育センター	教育相談室長	齋宮 美紀
福祉	愛媛県福祉総合支援センター	次長	清家 貴明
保健	心と体の健康センター	所長	三木 優子
		医幹	森 蓉子
オブザーバー (医療)	このはな脳とこころの診療所	副院長	園部 漢太郎
	愛媛大学医学部附属病院	講師	河邊 憲太郎
県・保健所	四国中央保健所	技師	篠崎 紘一
	西条保健所	技師	山田 望紗子
	今治保健所	技師	岡本 紗依
	中予保健所	技師	片山 優季
	八幡浜保健所	係長	岡山 美穂
		技師	友石 穂乃花
	宇和島保健所	技師	横山 美裕
愛媛県保健福祉部健康増進課	技師	中山 風子	
事務局	心と体の健康センター	次長	白石 由起
		専門員	松本 範子
		技師	中川 智彩
		技師	渡辺 小夏
	ひきこもり相談室	相談員	渡邊 朗
		相談員	重松 和子



## 愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 ひきこもり支援に関して県内の関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、ひきこもり状態にある本人及び家族等への支援が総合的に提供されるよう必要な事項を協議することを目的に愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (協議事項等)

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) ひきこもり状態にある本人及び家族等に対する支援体制に関すること
- (2) ひきこもり予防対策・普及啓発に関すること
- (3) 関係機関、関係団体の連携、協力に関すること
- (4) その他、ひきこもり支援の推進に関すること

### (組織)

第3条 連絡協議会は、別紙に掲げる機関及び団体に構成する。

### (会長)

第4条 会長は心と体の健康センター所長をもって充てる。

- 2 会長が不在の際に必要な場合は、心と体の健康センター次長の職にある者が会長の代理を務めるものとする。

### (会議)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者にも出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、心と体の健康センターに置き、連絡協議会の運営に関する庶務を行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

別紙（第3条関係）

	機 関 ・ 団 体 名	分 野
関 係 機 関 ・ 団 体	松山市保健所	市町・保健
	松山市教育支援センター	市町・教育
	宇和島市福祉課	市町・障がい者支援
	松山市介護保険課	市町・福祉
	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	教育
	愛媛県民生児童委員協議会	福祉
	愛媛県社会福祉協議会	福祉
	えひめ若者サポートステーション	就労
県 関 係 機 関	県民生活課	青少年対策
	発達障がい者支援センターあいゆう	障がい者支援
	総合教育センター	教育
	福祉総合支援センター（旧中央児童相談所）	福祉
	心と体の健康センター	保健

## 令和4年度 ひきこもり支援推進事業の概要

ひきこもり状態にある方の社会復帰には、家族など周囲の努力だけでなく、関係機関が一体となった支援が不可欠であることから、ひきこもりに関する専門的な相談窓口として「ひきこもり相談室」を設けるとともに、関係機関によるネットワークを構築し、相互の連携と支援情報の共有を図る。

また、ひきこもりは、支援対象事案が顕在化しにくいことから、相談窓口の周知を通じて相談の掘り起こしを図るとともに、支援担当者を対象とする研修会を実施し、相談支援体制の充実を図る。

### 1 相談支援

、ひきこもりに関する専門的な相談窓口として、心と体の健康センターに「ひきこもり相談室」を設置し、対象者からの相談に応じ、適切な助言を行うとともに、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関につなぐ。

#### ○「ひきこもり相談室」の設置

- ・ 相談員2名配置(会計年度任用職員:5.75h/日 5日/週勤務)
- ・ 電話、来所による相談、カウンセリング
- ・ 支援情報の収集、提供
- ・ 家族教室、当事者のつどいの開催
- ・ 家族会(こまどりの会)等の支援
- ・ 保健所での相談の支援
- ・ 就職氷河期世代に特化した相談支援(伴走型支援)

#### ○各保健所における相談機能の強化

- ・ 要支援者のケース検討(困難事例に関する、専門医によるスーパーバイズ)
- ・ 「相談室」との連携及び情報交換

### 2 支援体制連携強化

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等による連携強化を行う。

#### ○連絡協議会の設置

- ・ 構成員  
保健所、精神科病院協会、知的障害者更生相談所、児童相談所、若者サポートステーション、ハローワーク、障害者職業センター、NPO等民間支援団体、等
- ・ 内容  
支援施策・事業に関する情報の交換・共有  
関係機関による共同支援体制の整備  
支援・対応ノウハウの集約 等

### 3 普及啓発・研修

ひきこもりや就職氷河期世代の支援に関する普及啓発を図るため、ホームページやポスター等の広報手段を活用し、関係機関に関する情報を提供するほか、ひきこもり等の支援に即応できる対応能力の向上を図るため、保健所や市町健康センターの保健師など支援担当者に対する研修会を開催する。

- ホームページでの情報発信
- インターネット広告による相談窓口周知
- 広報ポスター、チラシ等による支援窓口や関係機関の案内
- 担当者講習会の開催
- 専門研修への派遣と参加
- ひきこもりサポーター養成研修の開催



# ひきこもり支援推進事業の概要

**普及啓発・研修事業**  
 中央研修への参加、担当者講習会の開催  
 対応マニュアル、啓発リーフレット、ポスター等作成  
 ホームページや広報等活用による相談の掘り起こし

大学病院医師等



【支援・指導】

心と体の健康センター

**ひきこもり相談室**

体制  
 相談員(会計年度任用職員2名)  
 保健師、臨床心理士等専門職

専門相談窓口

- ・精神保健相談
- ・思春期相談
- ・こころのダイヤル
- ・当事者のつどい
- ・家族教室
- ・家族のつどい
- ・事例検討会
- ・保健所への指導、支援

情報提供  
 窓口紹介

適切な機関へのつなぎ  
 共同対応の呼びかけ

**就職・就業支援**  
 若者サポートステーション  
 障害者就業・生活支  
 援センター、愛媛障害者職  
 業センター

精神保健・精神科医療

保健所 →

- ・精神保健相談
- ・訪問指導

相談機能の強化

市町保健部局  
 精神科病院・診療所  
 医師会  
 健康増進課

**就学支援**  
 いじめ・不登校  
 教育支援センター、総合  
 教育センター  
 県内高等教育機関  
 (大学、短大等)

電話相談  
 来所相談

当事者 家族

**障害者支援**  
 市町障がい福祉課  
 知的障害者更生相談所  
 発達障害者支援センターあい・ゆう

**家庭問題・子育て**  
 児童相談所  
 子育て支援機関

**地域生活支援**  
 社会福祉協議会  
 民生児童委員協議会  
 市町福祉部局・介護保険課

**青少年対策**  
 県民生活課  
 青少年健全育成関係団体

**関係民間団体**  
 親の会  
 関連自助グループ  
 NPO、ボランティア  
 民間フリースペース

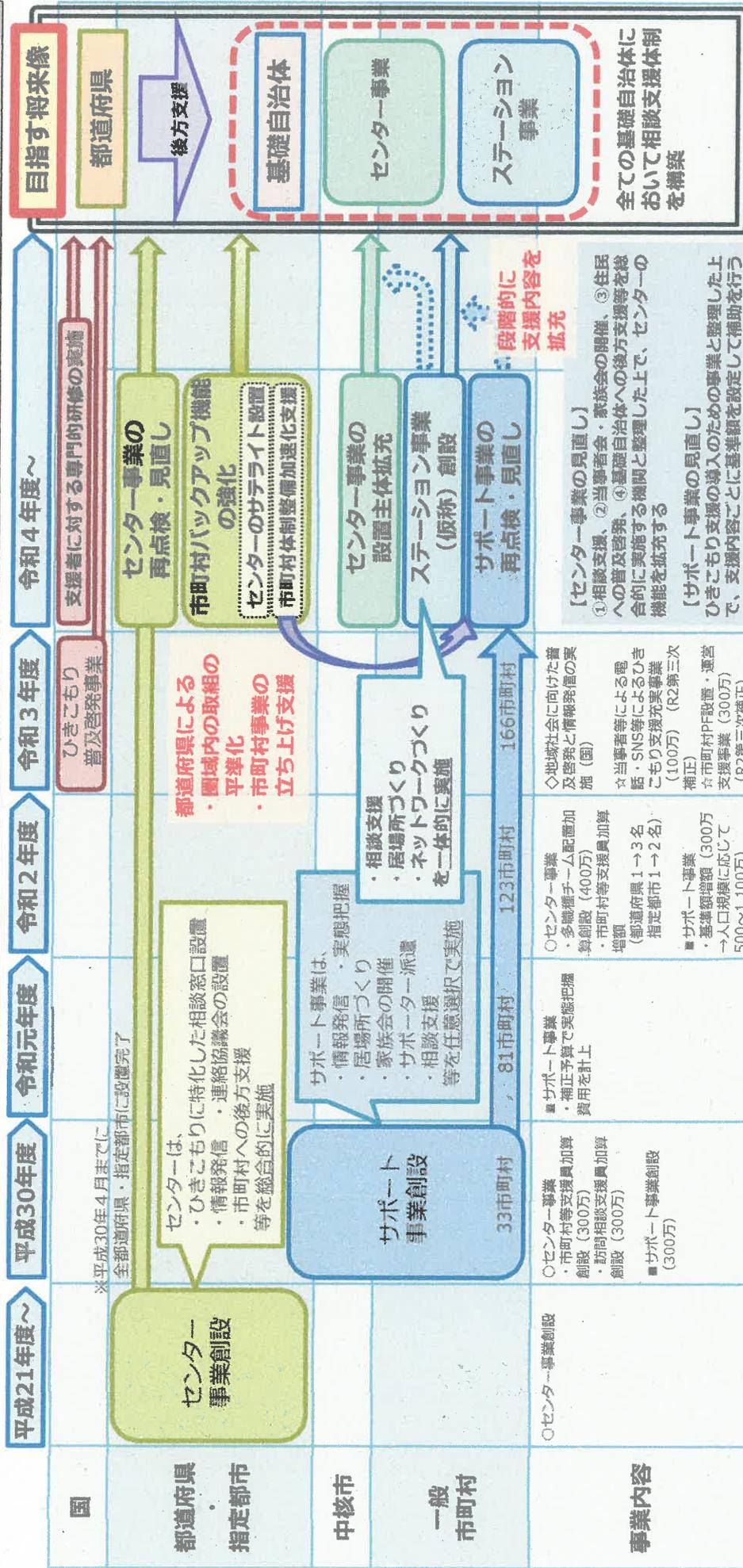
**愛媛県ひきこもり対策関係機関連絡協議会 (年2回)**

- ひきこもり支援に関する方向性の検討
- ひきこもり支援に資する施策情報や支援成果の共有促進に関する協議
- 支援能力向上策、共同対応・対応連携の促進に関する検討
- ひきこもり予防対策・普及啓発活動に関する検討
- 対応マニュアルの共有と標準化に関する検討
- 民間支援団体の設置状況・活動状況に関する情報の集約



# ひきこもり支援のロードマップ

ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。  
 ○基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。  
 ○これを踏まえ、①**センターの設置主体を市町村に拡充**するとともに、②**基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくり**を一体的に実施する「**ひきこもり支援ステーション事業**」を創設する。  
 ○また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。  
 ○更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポート一養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）



# ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

## 都道府県（指定都市）域

（指定都市）  
行政区



7/28.29（予定）

### 新 国が実施する人材養成研修

ひきこもり地域支援センター職員を対象に知識や支援手法を習得する研修を実施

## 都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ① コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）  
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ② 居場所づくり
- ③ 連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④ 当事者会・家族会の開催
- ⑤ 住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥ サポーター派遣・養成
- ⑦ 民間団体との連携
- ⑧ 実態把握調査
- ⑨ 専門職の配置
- ⑩ 多職種専門チームの設置
- ⑪ 関係機関職員養成研修の実施
- ⑫ 管内市町村（行政区）に対する後方支援
- ⑬ ひきこもり地域支援センターのサテライト設置

後方支援

## 新 都道府県による市町村事業の立ち上げ支援

### ① 市町村と連携したセンターのサテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



### 新 市町村 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ① コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）  
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ② 居場所づくり
- ③ 連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④ 当事者会・家族会の開催
- ⑤ 住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥ サポーター派遣・養成
- ⑦ 民間団体との連携
- ⑧ 実態把握調査
- ⑨ 専門職の配置
- ⑩ 多職種専門チームの設置
- ⑪ 関係機関職員養成研修の実施

### 新 市町村 ひきこもり支援ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ① 相談支援（窓口周知）
- ② 居場所づくり
- ③ ネットワークづくり
- ④ 当事者会・家族会の開催
- ⑤ 住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥ サポーター派遣・養成
- ⑦ 民間団体との連携
- ⑧ 実態把握調査
- ⑨ 専門職の配置

### 市町村 ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- 地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施
- ① 相談支援（窓口周知）
  - ② 居場所づくり
  - ③ ネットワークづくり
  - ④ 当事者会・家族会の開催
  - ⑤ 住民向け講演会・研修会の開催
  - ⑥ サポーター派遣・養成
  - ⑦ 民間団体との連携
  - ⑧ 実態把握調査

### ② 小規模市町村等における体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支離ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 〔参考〕 サポート事業等  
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村）による共同実施も可能）が事業を継続実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

## 段階的な事業の充実を目指す

## 市町村域 16



## ひきこもり支援推進事業について

ひきこもり相談室（愛媛県心と体の健康センター）

国の「ひきこもり支援推進事業」を活用し、原則として18歳以上のひきこもり状態にある本人及び家族に対して、適切な相談等の支援を行うため、1 相談支援事業、2 支援体制連携強化事業、3 普及啓発・研修事業を実施。

また、心と体の健康センター業務として位置づけられている人材育成（研修）、技術援助についても併せて実施している。

## 1 令和3年度実施状況

## (1) 相談支援事業

## ① ひきこもりに関する個別相談

	来所実件数	来所延べ件数	電話延べ件数
ひきこもり相談室	61	283	198

## ② ひきこもり家族教室 3回

○参加家族 実人数（男5人 女17人 計22人） 延人数（男7人 女31人 計38人）

開催日	内 容	参加者数
令和3年6月10日	講話および座談会「ひきこもりについて」	13
令和3年10月14日	講話「障がいの理解および障がい福祉サービス・制度について」および座談会	12
令和3年12月23日	講話「ひきこもり家族会について」および座談会	13

## ③ ひきこもりデイケア 8回

○参加当事者 実人数（男1人 女6人 計7人） 延人数（男8人 女14人 計22人）

開催日	内 容	参加者数
令和3年6月24日	軽運動「ラジオ体操、ペタンク、ボール転がし」	4
令和3年7月8日	創作活動「絵を描こう」	2
令和3年9月30日	創作活動「紙パックでボーリングピンを作ろう①」	3
令和3年10月28日	軽運動「手作りピンでボーリング」	3
令和3年11月11日	創作活動「木工・有孔ボードボックスを作ろう」	2
令和3年11月25日	軽運動「卓球、ボーリング、バドミントン」	3
令和3年12月16日	創作活動「木工・有孔ボードボックスを作ろう②」	2
令和4年1月6日	創作活動「フリースタイル書道、大型トランプ」	3

## ④ 事例検討（原則月1回程度開催）

実施回数	参加者数 (延人数)	参加機関・職種
8回	114	参加機関 18 機関： 心と体の健康センター、中予保健所、四国中央保健所、今治保健所、宇和島保健所、八幡浜保健所、松山市保健所、松山市社会福祉協議会、松山市生活福祉総務課、松山市（南部、北部）地域相談支援センター、松山市地域包括支援センター（雄郡・新玉、桑原・道後、垣生・余土、城北）、和ホスピタル、このはな脳と心の診療所、ハローワーク松山 職種：精神科医師・保健師・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士・主任ケアマネージャー・相談支援専門員等

(2) 支援体制連携強化事業

○愛媛県ひきこもり対策関係機関連絡協議会

構成機関：保健・福祉・就労・教育等ひきこもりに関連する機関 13 か所

開催日	内 容	参加者数
令和3年 11月15日	・ひきこもりに関する研修会 ※第2回ひきこもりに関する研修会（応用編）と合同開催	13 機関 15 人
令和3年 12月9日	①ひきこもり対策推進事業の実施状況について ・ひきこもり対策推進事業の概要及び保健所における取組み状況 ・ひきこもり相談室の支援状況 ②各機関の取組み状況について ・意見交換、その他	13 機関 25 人

(3) 普及啓発・研修事業

○相談室リーフレットの配布、研修会等の機会をとらえて周知

○ひきこもりに関する研修会

開催日 ・場所	内 容	参加者数
令和3年 8月6日 愛媛県武道館 大会議室	【第1回 ひきこもりに関する研修会（初級編）】 ①情報提供「ひきこもり相談室の取り組み状況」 ひきこもり相談室 相談員 ②講 義「ひきこもりとは」 心と体の健康センター 所長 竹之内 直人 医幹 森 蓉子 ③講 話「家族の体験談・支援者に知ってほしいこと」 講 師：KHJ 愛媛県こまどりの会 会長 (※ひきこもりサポーター養成研修として実施)	31
令和3年 11月15日 中予地方局 7階大会議室	【第2回 ひきこもりに関する研修会（応用編）】 ①講 演「ひきこもりの理解と家族支援」 「ゲーム依存の理解」 ②事例紹介 講 師：鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊	50

○ひきこもり対策推進事業担当者会

開催日	対象者	内 容	参加者数
令和3年 12月9日	各保健所・ 県庁担当者	①情報提供「ひきこもりにおける関係機関連携について」 市町のひきこもり相談窓口の明確化の状況等 健康増進課精神保健係 主任 續木 太智 ②各保健所等のひきこもり対策推進事業における取組みについて ③情報交換、その他 (※ひきこもり対策関係機関連絡協議会と同日開催)	15

#### (4) ひきこもり対策推進に関する技術支援

開催日	内 容
令和3年 10月1日	【八幡浜保健所ひきこもり支援連絡会】 ・講話「当事者・家族の体験談、支援者に伝えたいこと」 KHJ 愛媛県こまどりの会 会長 太田 幸伸 ・ひきこもり相談室の取り組み報告及び、事例や支援方法等について意見交換
令和3年 10月5日	【宇和島保健所ひきこもり支援関係者連絡会】 ・ひきこもり相談室の取り組み報告及び、事例や支援方法等について意見交換
令和3年 11月9日	【今治地域の精神障がい者の地域支援を考える会】 ・ひきこもり相談室の取り組み報告及び、事例や支援方法等について意見交換

## 2 令和4年度 事業計画・進捗状況

### (1) 相談支援事業

- 電話・来所相談  
月～金曜日 9時～17時  
原則として18歳以上におけるひきこもり状態にある本人及び家族が対象。
- 家族教室  
5回/1コース 6月～実施中（一部変更あり）
- ひきこもりデイケア  
(1) 室内活動：6回予定中 4月～実施中（一部変更あり）  
(2) 体育館活動：8回予定中 5月～実施中（一部変更あり）
- 事例検討会  
月1回程度実施中

### (2) 支援体制連携強化事業

- ひきこもり支援関係機関連絡協議会

### (3) 普及啓発・研修会開催

- 普及啓発活動  
市町ひきこもり窓口のリンク先をホームページで掲示。  
また、ひきこもりに関するリーフレット、窓口案内用チラシ、普及啓発グッズを作成し関係機関に送付するほか、就職氷河期世代向けイベント等で当事者に配布して普及啓発を行った。
- ひきこもりに関する研修会  
令和5年2月17日（金）Zoomによるオンライン研修（予定）
- ひきこもり支援推進事業担当者会  
令和4年5月30日 Zoomによるオンライン会議。  
窓口設置にあたり市町の窓口担当課と保健所担当者を対象とした担当者会を実施。
- 技術援助  
保健所からの依頼に対応。



# 令和3年度ひきこもり相談室の相談者の状況

## 1 件数

- ・電話相談（延件数）は、年間 198 件、近年 約 150 件～200 件の間で推移
- ・来所相談（延件数）は、年間 283 件、コロナの行動制限により約 4 割減。コロナ前は約 450～550 件の間で推移。

## 2 相談経路・相談者の続柄

- ・相談につながったのは「インターネットから」が 43%と最多。ひきこもり相談室へは、インターネットを利用できる本人や比較的若い親からの相談が多い傾向。
- ・一方、市町参加の担当者会では、家族からの相談が多く、本人からの相談は少ないとの意見があった。その中でも、「高齢の親からの相談」が多い。

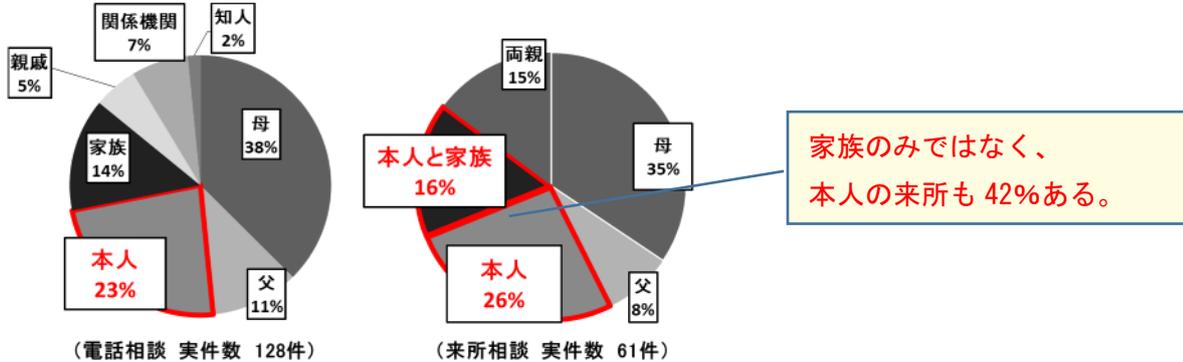


図1 「相談者の続柄」

## 3 本人の概要

- ・本人の年齢 : 20 歳代～30 歳代が合わせて 77%。(図 2)
- ・ひきこもり期間 : 5 年未満が 43%、一方で 15 年以上も 23%ある。(図 3)
- ・ひきこもり開始年齢 : 「19 歳～22 歳」が 30%と最も多く、「23 歳以上」が 26%、「16 歳～18 歳」が 18%と続く。(図 4)
- ・不登校の経験 : 「あり」が 57%。(図 5)
- ・一方、市町参加の担当者会では、30～50 歳代の就労経験のないケースや、親の高齢・介護をきっかけに把握されるケースが多い状況があった。

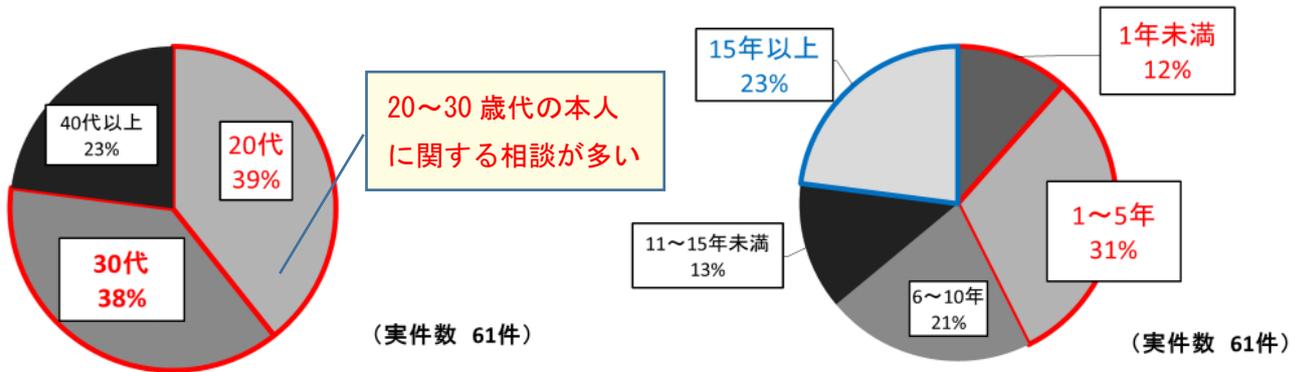


図2 本人の年齢(来所相談)

図3 ひきこもり期間(来所相談)

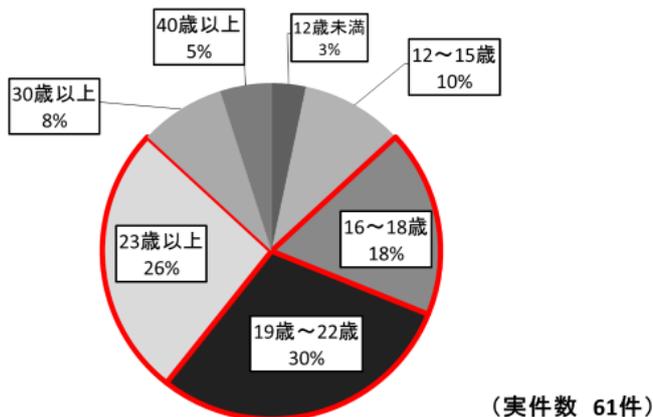


図4 ひきこもり開始年齢(来所相談)

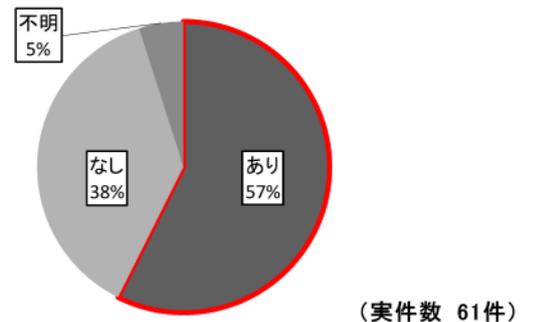


図5 不登校の経験(来所相談)



# ひきこもりに関する ご相談

## ひきこもりとは

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にこもっている状態とされています。

ひとりで悩まないで、まずはひきこもり相談室に相談してみてください。

一緒に考えていきましょう。

どこに  
相談してよいか  
わからない

子どもが  
ひきこもりかも  
しれない

自分の部屋から  
出てこない

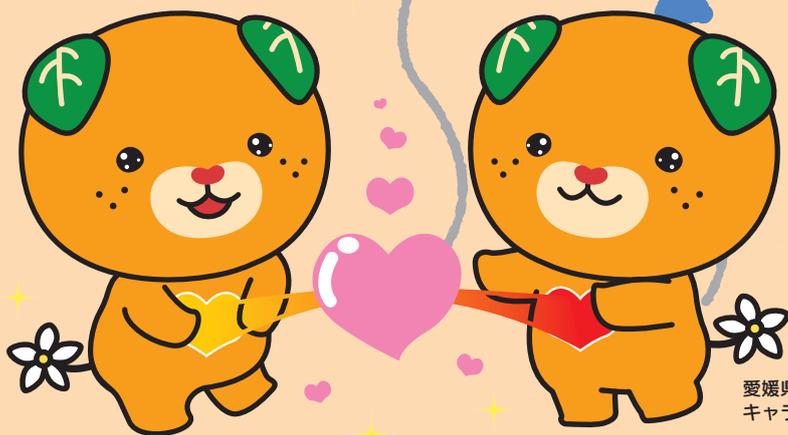
人と  
会いたがらない

このままでは  
将来のことが  
不安

家族が  
疲れて  
しまっ  
ている

自信が持てず  
外出できない

人と  
コミュニケーション  
がとれない



愛媛県イメージアップ  
キャラクター みきゃん

相談無料

## 愛媛県ひきこもり相談室

(心と体の健康センター内)

☎ 089-911-3883

月～金曜日 9:00～17:00

(祝祭日・年末年始を除く) ※来所相談は予約制です。



検索 愛媛県庁 ひきこもり相談室

# 身近な窓口へご相談ください

あなたや家族が抱える様々な問題を相談できる窓口があります。

令和4年9月1日現在

対応内容	相談窓口名	電話番号	対応内容	相談窓口名	電話番号
<b>〇ひきこもり家族会 (当事者団体)</b> 同じ悩みを抱えた家族同士で話ができる交流会(定例会)や学習会など居場所運営を行っています。	KHJ 愛媛県こまどりの会	080-3167-2063	<b>〇障害者就業・生活支援センター</b> 障がいなどがある方で、働きたいと考えている方や、仕事をしていくうえでの生活面の困りごと、不安・悩みのある方を対象に相談支援を行っています。	障害者就業・生活支援センター ジョブあしすと UMA(宇摩圏域)	0896-23-6558
	四国中央市 子ども若者発達支援センター [Palette] ※対象:30歳代まで	0896-28-6266		障がい者就業・生活支援センター エール(新居浜・西条圏域)	0897-32-5630
	四国中央市保健センター ※対象:40歳以上	0896-28-6054		障害者就業・生活支援センター あみ(今治圏域)	0898-34-8811
	新居浜市生活福祉課	0897-65-1240		えひめ障がい者就業・生活支援センター (松山圏域)	089-917-8516
	西条市自立相談支援センター	0897-53-0870		障がい者就業・生活支援センター ねっと Work ジョイ(八幡浜・大洲圏域)	0894-62-7887
	今治市健康推進課	0898-36-1533		南予圏域障害者就業・生活支援センター きら(宇和島圏域)	0895-22-0377
	上島町健康推進課	0897-74-0911		四国中央市社会福祉協議会	0896-28-6101
	松山市保健所保健予防課	089-911-1816		四国中央市生活相談支援センター	
	東温市総合保健福祉センター	089-964-4407		新居浜市社会福祉協議会	0897-47-4976
	久万高原町保健福祉課社会福祉班	0892-21-1111		新居浜市自立相談支援センター	
<b>〇市町村 (ひきこもり相談窓口)</b> 保健、医療、福祉について、身近で利用頻度の高い相談に対応しています。 障害福祉サービスなどの申請受付や相談訪問等の支援を行っている機関もあります。	松前町福祉課地域福祉係	089-985-4232		西条市社会福祉協議会	0898-64-2600(代表)
	砥部町保健センター	089-962-6888		西条市自立相談支援センター	0897-53-0870
	伊予市福祉課	089-982-7330		今治市社会福祉協議会	
	内子町保健センター	0893-44-6155		今治市生活自立相談支援センター	0898-36-1513
	大洲市保健センター	0893-23-0310		くらしの相談支援室	
	八幡浜市保健センター	0894-24-6626		上島町社会福祉協議会	0897-76-2638
	伊方町中央保健センター(保健福祉課)	0894-38-1811		くらしの相談支援室	0897-76-2638
	西予市福祉総合相談センター	0894-62-1150		松山市社会福祉協議会	
	鬼北町保健介護課	0895-45-1111		自立相談支援窓口	089-948-6875
	松野町保健センター	0895-42-0708		東温市社会福祉協議会	
	宇和島市くらしの相談窓口	0895-49-7109		くらしの相談支援室	089-955-5535
	愛南町保健福祉課	0895-73-7400		久万高原町社会福祉協議会	0892-56-0750(社協本所)
	四国中央保健所	0896-23-3360 (内線113)		くらしの相談支援室	0892-21-0800(久万支所)
	西条保健所	0897-56-1300 (内線303・316)	<b>〇生活困窮者の 自立相談 支援機関</b> 生活保護には至らないが生活が困窮している人を対象に、家計や仕事など生活に関する困り事に対して、幅広く対応しています。	松前町社会福祉協議会	089-985-4144
	今治保健所	0898-23-2500 (内線239・232)		くらしの相談支援室	
<b>〇保健所</b> ひきこもり相談をはじめ、こころの健康、保健、医療、福祉に関する幅広い相談を受け付けています。	中予保健所	089-909-8757 (内線260・283)		砥部町社会福祉協議会	089-962-7100
	八幡浜保健所	0894-22-4111 (内線287・288)		くらしの相談支援室	
	宇和島保健所	0895-22-5211 (内線275・283)		伊予市社会福祉協議会	089-982-0393(代表)
	東予若者サポートステーション	0897-32-2181		生活相談支援センター	089-983-6224
	えひめ若者サポートステーション	089-948-2832		内子町社会福祉協議会	
<b>〇若者の就職相談</b> 継続的な相談を中心に就職支援プログラムの参加等により就労に向けた支援を行っています。 ※対象:学生をのぞく15歳から49歳の就職を目指す方及びその保護者等				くらしの相談支援室	0893-44-3820
				大洲市社会福祉協議会	
				大洲市くらしの相談支援センター	0893-23-0313
				八幡浜市社会福祉協議会	
				地域福祉課	0894-23-2940
				伊方町社会福祉協議会	
				くらしの相談支援室	0894-38-2360
				西予市福祉総合相談センター	0894-62-1150
				鬼北町社会福祉協議会	
				くらしの相談支援室	0895-45-3709
				松野町社会福祉協議会	
				くらしの相談支援室	0895-42-0794
				宇和島市役所 福祉課	
				くらしの相談窓口	0895-49-7109
				愛南町社会福祉協議会	0895-73-7776(社協本所)
				くらしの相談支援室	0895-72-1212 (愛南町役場保健福祉課内)

# こんなことで 悩んでいませんか？

■どこに相談して  
よいか分からない

■こどもがひきこもり  
かもしれない

■自分の部屋から  
出てこない

■人と会いたがらない

■人とコミュニケーション  
がとれない

■自信が持てず  
外出できない

■このままでは  
将来のことが不安

■家族が疲れて  
しまっている

## ひきこもり相談室

(心と体の健康センター内)

☎089-911-3883

月～金曜日 9:00～17:00

(祝祭日・年末年始を除く)※来所相談は予約制です。

住所:松山市本町7丁目2番地

愛媛県総合保健福祉センター3階

保健所でも、ひきこもりの相談を  
お受けしています。

四国中央保健所	0896-23-3360 (内線 113)
西条保健所	0897-56-1300 (内線 303・316)
今治保健所	0898-23-2500 (内線 239・232)
中予保健所	089-909-8757 (内線 260・283)
八幡浜保健所	0894-22-4111 (内線 287・288)
宇和島保健所	0895-22-5211 (内線 275・283)
松山市保健所	089-911-1816

相談日時:月～金曜日 8:30～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

お近くの市町でもひきこもりの相談ができます。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。



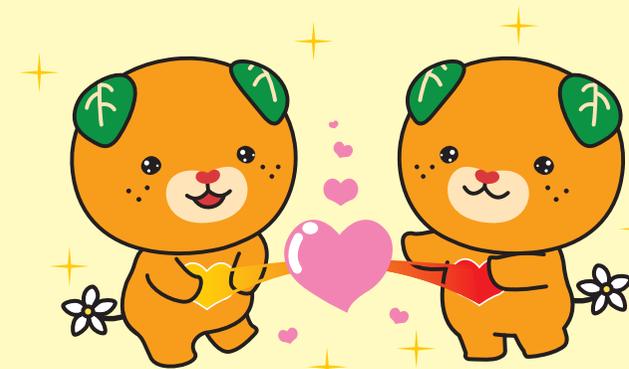
ひきこもり相談室 HP



# ひきこもり相談室

～ご案内～

ひきこもりに悩んでいる  
ご本人及びご家族からの相談に対応できるよう、  
愛媛県心と体の健康センター内に、  
「ひきこもり相談室」を設置しています。



愛媛県イメージキャラクター みぎゃん

愛媛県心と体の健康センター

## ひきこもりとは

「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいます。

- 外出はしていても、家族以外の人との親密な交流がありません。
- これまでの生活の中での過度なストレスから自分を守るために、ひきこもり状態となっていることがあります。
- ひきこもり状態にある方は、「人に会うと緊張する」「生活のリズムが乱れる」などの困りごとを抱えていることが多いです。
- ひきこもり状態にある方には、精神疾患や発達障害が関連している場合もあります。

背景も状況もさまざまなので、  
個人の特性を把握しながら  
対応することが必要です。

一人で悩まないで、  
まずはひきこもり相談室に  
相談してみてください。  
一緒に考えていきましょう。

## 家族の方へ

「ひきこもり」は、ご本人にとってはもちろんのこと、ご家族にとっても大変心配なことだと思います。良かれと思ってしていることが、空回りしたり、相談相手や解決方法を見つけられず、家族だけで抱え込んでいることも少なくありません。

親の対応が悪かったのではないかと悩んだり、将来の不安から焦ったり、あるいは、長期化している場合には、どうしようもないとあきらめたりしてしまいがちです。

ひきこもりの要因や背景はさまざまです。ご本人やご家族の状況に合わせて対応を考えていくことが大切です。

家族だけで抱え込まず、まずは誰かに相談してみませんか。

ご本人にとって一番身近な存在であるご家族が元気を取り戻すことこそ、回復への第一歩です。

ご本人のありのままの姿やご家族自身の心に目を向けてみることから、一緒に始めましょう。



## 電話・来所相談のご案内

ご本人・ご家族などから相談をお受けしています。  
来所相談は予約制です。  
まずは電話で、お気軽にご相談ください。

### ひきこもり相談室

(心と体の健康センター内)

☎ **089-911-3883**

月～金曜日 9:00～17:00

(祝祭日・年末年始を除く)

※来所相談は予約制です。

住所:松山市本町7丁目2番地

愛媛県総合保健福祉センター3階



ひきこもり相談室 HP

### 交通のご案内



市駅、JR松山駅から市内電車(環状線の城北まわり)に乗り、本町6丁目下車、徒歩5分

- ◆対象者は原則としてひきこもり本人が18歳以上である場合のご本人及びご家族等です。
- ◆まずは、電話でご相談をお受けします。今後の対応を一緒に考えていきましょう。
- ◆状況に応じて、医療機関や支援機関・団体を紹介することもあります。